

連帯保証人の新しい制度が スタートしました！

令和2年5月から、連帯保証人の代わりに県の指定した機関が有償で保証を行う「家賃債務保証制度」の利用が可能となりました。

県営住宅への入居にあたり、身近に連帯保証人になるご親族等がない方は、ご相談ください。

●保証内容●（予告なく変更となる場合があることをご了承ください。）

| | | |
|--------|-------------------------|--|
| 保証機関 | （一財）高齢者住宅財団 | |
| 対象者 | 令和2年5月以降に県営住宅へ入居申請をされた方 | |
| 保証期間 | 1年間（更新可） | |
| 年間保証料 | 初 回 | 当初本来家賃（入居当初の家賃）の50%（※1） ただし最低保証料 10,000 円（※2） |
| | 更新時 | 10,000 円（定額）（※2） |
| 保証される額 | 当初本来家賃の6か月相当分 | |
| 連帯保証人 | 不要（※3） | |

※1：家賃減額の手続きをされた方も減額前の額が対象となります。

※2：初回保証料および更新時年間保証料は、県営住宅の家賃収納率に応じて毎年見直されるため、変更されることがあります。

※3：別に、緊急連絡先（1名）を届け出いただく必要があります。

～お問合せ先電話番号～

○県営住宅管理事務所各支所 ※（ ）は、所管市

岩国支所（岩国、柳井）：0827-30-1030

周南支所（下松、光、周南）：0834-27-6780

山口支所（山口、防府、長門、萩）：083-934-2004

宇部支所（宇部、山陽小野田、美祢）：0836-37-0878

下関支所（下関）：083-228-0310

○山口県住宅課県営住宅管理班：083-933-3880